

## 日程第 2 議案第 27 号

熊谷市立荻野吟子記念館条例施行規則の一部を改正する規則  
熊谷市立荻野吟子記念館条例施行規則（平成 18 年教育委員会規則  
第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条を第 7 条とし、第 4 条の次に次の 2 条を加える。

（指定管理者による管理）

第 5 条 指定管理者が指定管理業務を行う場合における前 3 条の適用  
については、第 2 条中「熊谷市教育委員会（以下「教育委員会」と  
いう。）」とあるのは「指定管理者」と、同条第 3 号、第 3 条及び第  
4 条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。

（指定管理者の指定の手続）

第 6 条 熊谷市立荻野吟子記念館条例第 9 条第 1 項の規定による申請  
は、教育委員会が指定する期限までに熊谷市立荻野吟子記念館指定  
管理者指定申請書（別記様式）に次に掲げる書類を添えて、教育委  
員会に提出することにより行わなければならない。

- (1) 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる  
書類
  - (2) 教育委員会が指定する事業年度の事業報告書、収支計算書、正  
味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる  
書類
  - (3) 教育委員会が指定する事業年度の事業計画書及び収支予算書又  
はこれらに準ずる書類
  - (4) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
  - (5) 指定管理業務の実施に関する計画を記載した書類
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類
- 附則の次に次の様式を加える。

別記様式（第6条関係）

熊谷市立荻野吟子記念館指定管理者指定申請書

年 月 日

熊谷市教育委員会 宛

申請者 主たる事務所の所在地  
名 称  
代表者氏名

㊟

指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。



改 正 案

別記様式（第6条関係）

熊谷市立荻野吟子記念館指定管理者指定申請書

年 月 日

熊谷市教育委員会 宛

申請者 主たる事務所の所在地

名称

代表者氏名

⑩

指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

## 日程第 2 議案第 28 号

熊谷市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

熊谷市立図書館条例施行規則(平成17年教育委員会規則第43号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「及び寄居町に居住又は通勤若しくは通学を」を「又は寄居町に居住し、又は通勤し、若しくは通学」に改め、同条第2号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 太田市、千代田町又は大泉町に居住している者

第8条第1項中「第6条第1号」を「第6条第1号又は第2号」に、「通勤又は通学を」を「通勤し、又は通学」に改める。

様式第1号中「大正・昭和・平成」を削る。

附 則

この規則は、平成30年8月1日から施行する。

熊谷市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則案新旧対照表  
熊谷市立図書館条例施行規則（平成17年教育委員会規則第43号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（個人貸出）</p> <p>第6条 図書館資料の個人館外貸出しを受けることのできる者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 本市、行田市、東松山市、鴻巣市、深谷市、滑川町、嵐山町、吉見町<u>又は寄居町に居住し、又は通勤し、若しくは通学</u>している者</p> <p>(2) <u>太田市、千代田町又は大泉町に居住している者</u></p> <p>(3) 館長が特別の理由があると認めた者</p> <p>（利用手続）</p> <p>第8条 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、利用申込書（個人）（様式第1号）を提出するとともに、<u>第6条第1号又は第2号</u>の市又は町に居住する者にあつては住所を証明する書類を、<u>通勤し、又は通学</u>している者にあつては当該書類及び通勤先又は通学先を証明する書類を提示し、利用カード（様式第2号）の交付を受けなければならない。</p> <p>2～5 （略）</p>	<p>（個人貸出）</p> <p>第6条 図書館資料の個人館外貸出しを受けることのできる者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 本市、行田市、東松山市、鴻巣市、深谷市、滑川町、嵐山町、吉見町<u>及び寄居町に居住又は通勤若しくは通学</u>をしている者</p> <p>(2) 館長が特別の理由があると認めた者</p> <p>（利用手続）</p> <p>第8条 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、利用申込書（個人）（様式第1号）を提出するとともに、<u>第6条第1号</u>の市又は町に居住する者にあつては住所を証明する書類を、<u>通勤又は通学</u>をしている者にあつては当該書類及び通勤先又は通学先を証明する書類を提示し、利用カード（様式第2号）の交付を受けなければならない。</p> <p>2～5 （略）</p>

(改正後)

第1号様式(第8条関係)

熊谷市立図書館利用申込書(個人)

(太枠の中を記入してください。)

		証明書の確認		1. 新規 2. 修正 3. 再発行	
		免許証 <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> 学生証 <input type="checkbox"/> その他( )			
		年 月		登録番号	
フリガナ		せいべつ 性別	せいねんがっぴ 生年月日		
しめい 氏名		男・女	年 月 日	利用者資格区分 01 個人 04 市外個人	
でんわ 電話 れんらくよう (連絡用)		でんわ 電話 じたく (自宅)		在住区分 1住 2広・隣 9他	
じゅうしょ 住所	(〒 - )			登録年月日	
				20	
↓ 以下にあてはまる方は記入してください ↓					
ちゅうがくせい 中学生以下の方	がっこう 学校名	ほごしゃ 保護者名	入力者サイン欄		

くまがやまた 熊谷市又は広域・隣接 さいがくざい に在学・在勤の方	がっこう 学校名 又は 勤務先名	きんむさきでんわ 勤務先電話	がっこう 学校 又は 勤務先の所在地(市町名)
		( )	

がくせい 学生等の方 きせい 帰省先がある方	きせい 帰省先住所	きせい 帰省先電話
(〒 - )		( )

※広域・隣接とは次の市町です。行田市、東松山市、鴻巣市、深谷市、滑川町、嵐山町、吉見町、寄居町

(改正前)

第1号様式(第8条関係)

熊谷市立図書館利用申込書(個人)

(太枠の中を記入してください。)

		証明書の確認		1. 新規 2. 修正 3. 再発行	
		免許証 <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> 学生証 <input type="checkbox"/> その他( )			
		年 月		登録番号	
フリガナ		せいべつ 性別	せいねんがっぴ 生年月日		
しめい 氏名		男・女	大正・昭和・平成 年 月 日	利用者資格区分 01 個人 04 市外個人	
でんわ 電話 れんらくよう (連絡用)		でんわ 電話 じたく (自宅)		在住区分 1住 2広・隣 9他	
じゅうしょ 住所	(〒 - )			登録年月日	
				20	
↓ 以下にあてはまる方は記入してください ↓					
ちゅうがくせい 中学生以下の方	がっこう 学校名	ほごしゃ 保護者名	入力者サイン欄		

くまがやまた 熊谷市又は広域・隣接 さいがくざい に在学・在勤の方	がっこう 学校名 又は 勤務先名	きんむさきでんわ 勤務先電話	がっこう 学校 又は 勤務先の所在地(市町名)
		( )	

がくせい 学生等の方 きせい 帰省先がある方	きせい 帰省先住所	きせい 帰省先電話
(〒 - )		( )

※広域・隣接とは次の市町です。行田市、東松山市、鴻巣市、深谷市、滑川町、嵐山町、吉見町、寄居町



## 日程第2 議案第29号

市指定文化財候補の調査実施に係る熊谷市文化財保護審議会への諮問について

このことについて、別添のとおり、熊谷市文化財保護審議会へ諮問する。

## 文化財指定に向けた調査について

## 1 妻沼聖天山絵馬群

- (1) 種別・種類 有形民俗文化財
- (2) 所在地 熊谷市妻沼
- (3) 所有者 宗教法人歓喜院
- (4) 概要 妻沼聖天山に奉納された額及び絵馬群は、妻沼地域を中心にした聖天山への信仰の状況を示す歴史的な資料であると考えられる。これら資料群の中で指定文化財としての価値を有する物件の選定を念頭に調査を実施する。
- (5) 調査員（予定） 熊谷市文化財保護審議会委員 飯塚 好  
熊谷市文化財保護審議会委員 平井加余子  
熊谷市文化財保護審議会委員 黛 千羽鶴

## 2 愛染堂絵馬群

- (1) 種別・種類 有形民俗文化財
- (2) 所在地 熊谷市下川上
- (3) 所有者 宗教法人宝乗院 愛染堂（実相院）
- (4) 概要 熊谷市下川上に所在する愛染堂には市指定文化財「愛染明王」「藍染絵馬」をはじめ愛染信仰に関わる奉納絵馬が複数掲示されており、これらは明治時代から大正時代にかけての関東一円からの信仰及び寄進の状況を示す資料として捉えられ、尾高惇忠筆の奉納額や東京江戸からの大規模奉納額などが含まれる。これら資料群について文化財指定に向けた精査を実施する。
- (5) 調査員（予定） 熊谷市文化財保護審議会委員 飯塚 好  
熊谷市文化財保護審議会委員 平井加余子

## 3 熊谷次郎直実・蓮生関連史跡群

- (1) 種別・種類 記念物・史跡
- (2) 所在地 熊谷市内
- (3) 所有者 各所有者等
- (4) 概要 市内に所在する、熊谷市の歴史において重要な存在である熊谷次郎直実・蓮生に関連した石碑・寺社・伝承地（円光塚、渡唐神社、熊野堂跡など）などについてその全容を把握し、点と点をまとめ、群としての史跡指定を目指した精査及び選定を実施する。

- (5) 調査員（予定） 熊谷市文化財保護審議会委員 菅谷浩之  
熊谷市文化財保護審議会委員 小柴 清ほか各委員

#### 4 長島記念館関連物件

- (1) 種別・種類 記念物・史跡、名勝  
(2) 所在地 熊谷市小八林  
(3) 所有者 公益財団法人「長島記念財団」  
(4) 概要 埼玉銀行会長などを歴任した長島恭助の生家については、現在「長島記念館」として管理され、敷地内に主屋、蔵、長屋門、庭園などが配置されている。これらについて、景観的な特色をはじめ各建造物、庭園、関連資料に着目し、本市指定文化財及び国登録有形文化財への候補物件として調査を実施する。
- (5)調査員（予定） 熊谷市文化財保護審議会委員 根岸友憲  
熊谷市文化財保護審議会委員 横山晋一